

仕 様 書

本仕様書は、綾ヶ谷ほか4事業区保育（間伐等）業務（7-2）について適用する。

1 目 的

本業務は、市行造林育林地の林木を健全に保ち、また生長を促進させるために実施するものである。

2 履行場所

安佐北区可部町ほか（別添図面の区域）

3 業務内容

（1）間伐

ア 定性間伐を行うこと。

イ 主林木の曲がり木等形質不良木及び劣勢木を優先的に伐採することとし、周囲の空間配置を考慮のうえ、設計書で示した率で伐採すること。

ウ 主林木の生長を阻害している雑木等不要樹種を、なるべく低い位置から伐採すること。

エ 伐採に当たっては、残存木に損傷を与えないよう丁寧に行い、特にかかり木の生じないようにすること。

オ 伐採木は1箇所以上の玉切りを行い、50%以上の枝払いを行うこと。なお、残存する伐倒木は地面に引落とし、伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを行うものとする。

カ つる類が主林木に巻き付いている場合は、丁寧につる切りを行うこと。

キ 伐採木等が分収林地の境界や道等を遮断することのないように片付けること。

（2）刈払い

ア 間伐作業に支障となる雑木等不要樹種及び雑草類を、なるべく低い位置から刈り払うこと。

イ 刈払いに当たっては、主林木に損傷を与えないよう丁寧に行うこと。

ウ 刈り払った雑草類等が、分収林地の境界や道等を遮断することのないように片付けること。

（3）枝打ち

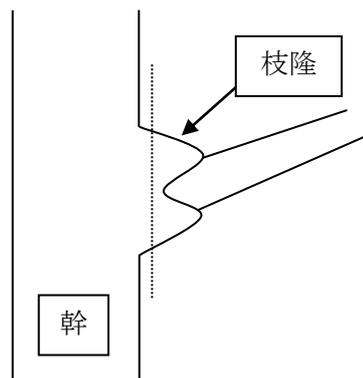
ア 曲りや病虫害等による材の大きな欠損がなく、また、除伐や保育間伐の対象にならないものを対象とし、枝打高、枝打ち本数は、設計書のとおりとする。

イ 枝打ちの位置（切断位置）

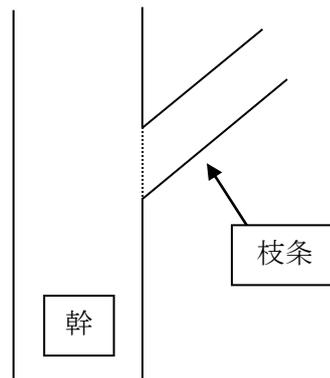
（ア）枝隆のあるものは、枝隆の中央部をまっすぐに切り落とすこと。

（イ）枝隆のないものは、幹と枝条との分岐点において、幹に接して切ること。

<枝隆のあるもの>



<枝隆のないもの>



ウ 枝打ちには、枝打用のこぎりを使用すること。

エ 下側の幹の樹皮をむかないように、かつ切り口の表面が平滑になるように、十分注意して行うこと。

オ つる類が主林木に巻き付いている場合は、丁寧につる切りを行うこと。

カ 枝打ちした枝条等が分収林地の境界や道等を遮断することのないように片付けること。

- (4) 指示した間伐率、枝打ち本数等が確認できるよう、林班ごとに、標準的とみなされる場所に面積 100 m²の標準地を設定し、それに含まれる本数（伐採前本数、伐採本数、残存本数等）を計測するとともに、標準地の位置を図上に図示すること。

標準地の設定基準は、森林環境保全直接支援事業であることから、次のとおりとする。

面積	標準地数
1 ha 未満	1 箇所以上
1 ha 以上 5 ha 未満	2 箇所以上
5 ha 以上	3 箇所以上

- (5) 着手前、完了後の定点写真（同一地点、同一方向での撮影）について、近景と遠景の撮影を 1 ha 当たり 1 箇所以上、施行地の林班面積が 1 ha を超える場合は、2 箇所以上撮影し、撮影箇所の図面及び座標値を確認できる写真を実施報告書に添付すること。

間伐については、伐根が写り込むように撮影するとともに、玉切り、枝払い、刈払いの状況写真（施工中、施工後）も併せて撮影すること。

枝打ちについては、状況写真（施工中）も併せて撮影すること。

4 注意事項

- (1) 業務に当たっては、第三者に迷惑のかからないよう、また、一般交通に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。
- (2) たき火の厳禁、歩行中の喫煙は絶対にしないこと等、火気の取扱いには十分注意し、山火事が発生することのないようにすること。
- (3) 本業務は、森林環境保全直接支援事業であることから、社会保険等（労災保険・健康保険・厚生年金保険・雇用保険・退職金共済制度）への加入及び納付の履行ができる書類を提出すること。また、広島県造林事業竣工検査要領、広島県造林事業現地写真撮影ガイドラインを遵守すること。